

第1回 化学物質管理強調月間

2025（令和7）年2月1日～28日

化学物質管理強調月間スローガン

正しく理解 正しく管理
化学物質と向き合おう

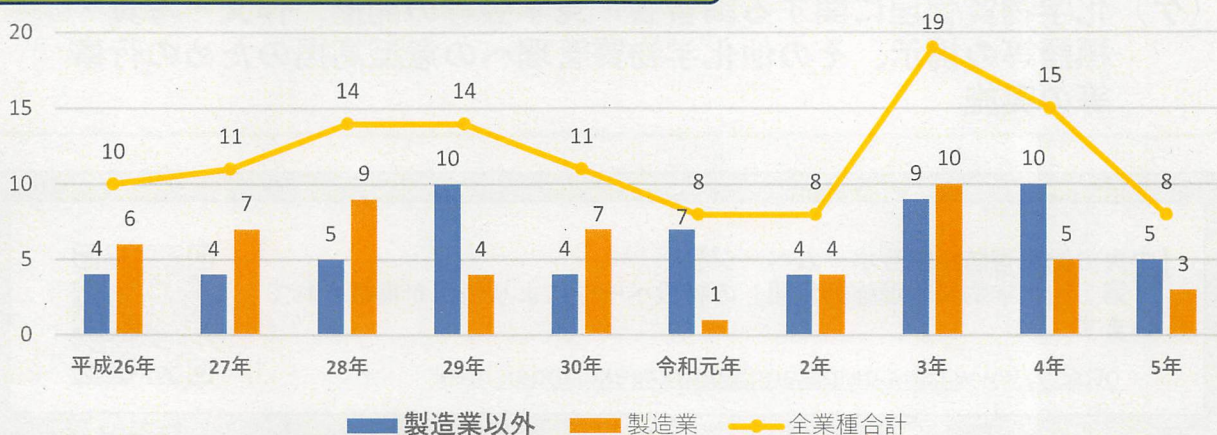


資料番号
No. 5

職場において製造または取り扱われる化学物質は、数万程度存在すると言われていています。そのうち、人間や環境に対する危険性・有害性を有する化学物質は約3,200程度あることがわかっています。厚生労働省では、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制を導入し、本年4月から施行しています。また、環境省では、国際的な潮流も踏まえつつ、持続可能な社会の実現に向け、事業者による化学物質の自主的管理の改善を促進すること等により、環境の保全上の支障の未然防止を図っているところです。

この度、新たな化学物質管理にかかる国際的な動きや化学物質規制が幅広い産業に適用されることを契機とし、厚生労働省及び中央労働災害防止協会が主唱し、環境省の協力のもと、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、化学物質管理強調月間を創設します。本月間は令和7年2月を第1回とし、毎年2月に「化学物質管理強調月間」を実施いたします。

福島県内における有害物質等との接触災害の発生状況



令和5年 有害物質等との接触災害の発生状況

番号	業種	発生状況
1	農業	倉庫内で石油ストーブをつけて農機具のメンテナンスを行っていたところ、一酸化炭素中毒を発症した
2	医療保健業	研修で、医療用レーザー光線をクリアファイルにはさんだ練習用紙に照射したところ、跳ね返ったレーザーが目に入り眼障害を発症した
3	電気機械器具製造業	工場内で塗装作業を行っていた工事業者が使用していた塗料の蒸気を吸い込み有機溶剤中毒を発症した
4	建築設備工事業	集塵機内部で保温材の撤去作業中、保温材が荷崩れし、その際に発散した粉じんを吸い込み化学肺炎を発症した
5	クリーニング業	業務用洗濯機の洗剤である次亜塩素酸ナトリウムを希釈しないまま計量カップに入れたところ、あふれ出し、手に皮膚障害を発症した
6	メッキ業	メッキ層の配管を硫酸で洗浄したところ、逆流した硫酸の飛沫が顔にかかり、皮膚・眼障害等を発症した
7	商業	アルカリ洗剤を噴霧し調理器具を洗浄していたところ、噴霧した洗剤が跳ねかえり、手に接触し皮膚障害を発症した
8	保育園	次亜塩素酸ナトリウムの原液で浸してあった雑巾を洗濯機に投入する作業を行っていたところ、呼吸器障害、頭痛、嘔吐を発症した

化学物質管理強調月間にすべきこと

- (ア) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
- (イ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- (ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等
- (エ) 化学物質管理者の選任状況の確認
- (オ) 日常の化学物質管理の総点検
- (カ) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- (キ) スローガン等の掲示
- (ク) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- (ケ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

【中央労働災害防止協会ホームページ】

「第1回化学物質管理強調月間」の特設ページにより情報が掲載されています

<https://www.jisha.or.jp/campaign/kagaku/index.html>



【厚生労働省ホームページ】

新たな化学物質規制など職場における化学物質対策についての情報を掲載しています

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03.html



【独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所】

職場の化学物質総合サイト「ケミサポ」として、新たな化学物質規制の情報についてわかりやすく掲載しています

<https://www.cheminfo.johas.go.jp/>



【環境省】

「化学物質アドバイザー制度（無料）」の利用に係る情報が掲載されています

www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html



化学物質の自律的な管理に関する自主点検表



資料番号

No. 6

✓ が見つからない場合は、**解説** やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

<p>① 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。</p>	□
<p>解説 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。</p> <p>令和6年4月1日時点のRA対象物はこちらのリストをご覧ください。</p> <p>また、令和7年4月1日に約700物質、令和8年4月1日に約800物質が追加される予定です。追加物質については、以下の一覧表を確認してください。</p> <p>労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質一覧</p>	
<p>② 化学物質管理者を選任していますか。</p>	□
<p>解説 令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。</p> <p>化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。</p> <p>化学物質管理者の選任については、以下のQ&Aの10ページに記載のNo.2-1-1, 2-2-2をご確認ください。</p> <p>化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A</p>	
<p>③ RAを実施していますか。</p>	□
<p>解説 リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。</p> <p>下のQ&Aも参照してください。</p> <p>Q1-1 なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。</p> <p>Q1-2 リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。</p> <p>厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の□に✓をつけてください。</p> <p>建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル</p>	

R6. 4. 1 時点



R7, R8 追加分



Q&A



マニュアル



<p>④ RAの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。</p> <p>下のQ&Aも参照してください。</p> <p>Q12-1 リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。</p> <p>Q12-2 リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。</p> <p>③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の□に✓をつけてください。</p>	
<p>⑤ 安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。</p> <p>下のQ&Aも参照してください。</p> <p>Q15-1 入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。</p> <p>Q15-2 ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。</p>	
<p>⑥ （保護具を使用している場合） 保護具着用管理責任者を選任していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 保護具着用管理責任者の選任については、以下のQ&Aの11ページ以降に記載のNo. 2-2-1, 2-2-2をご確認ください。</p> <p>化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A</p>	
<p>⑦ （化学物質の譲渡・提供を行っている場合） ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>解説 化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。</p> <p>下のQ&Aも参照してください。</p> <p>Q13-1 SDSはいつ交付しなければならないのか。</p> <p>Q13-2 ホームページでSDSを提供しても良いか。</p>	